

議案第34号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和7年6月3日

長与町長 吉田慎一

提案理由

附属機関として、新たに長与町水道料金等審議会を設置するもの。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和38年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第138条の4第3項」の次に「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条」を加え、「町」を「町長(上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)」に改める。

別表に次のように加える。

上下水道事業の管理者の権限を行う町長	長与町水道料金等審議会	10人以内	会期中	水道料金、下水道使用料等の適正化を図るための調査、審議及び意見の答申に関する事務
--------------------	-------------	-------	-----	------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。